
国連による平和構築と移行期正義

軌跡と展望

山田 哲也

Yamada Tetsuya

はじめに

そもそも国際連合（国連）とは、国連憲章43条に基づいて提供された兵力・装備を同42条に従って安全保障理事会（安保理）が利用して、憲章違反国に軍事的措置をとることを可能にする、強力な集団安全保障機構として創設された。しかし、そのような構想は冷戦構造の前に早々に頓挫し、1950年の朝鮮国連軍も、1990—91年の湾岸多国籍軍も、これらの条文に忠実に沿ったものではない。

それに代わって編み出されたのが、平和維持活動（PKO）である。このPKOも本特集の酒井論文が指摘するように、時代や紛争形態の変化に伴い、さまざまな任務を加えつつ変容を遂げてきた。本稿で取り上げる平和構築や移行期正義をめぐる国連の取り組みも、PKOの多様化の文脈のなかで誕生・発展しつつ、国連事務総長報告書などを通じた概念の精緻化や、平和構築委員会（PBC: Peacebuilding Commission）の設置といった機構改革など、強化・拡充が図られてきた分野である。平和構築にせよ、移行期正義にせよ、国連の枠外で実施されているものもあるが、本稿は本特集の趣旨に沿い、国連を通じた平和構築と移行期正義に限定して、沿革や事例に触れつつ、課題や展望を検討することとしたい。なお、紙幅の関係上、個別の事例についての言及は最小限にとどめた。事例の詳細については、注で取り上げた各文献・資料を参照されたい。

1 平和構築をめぐる——「復興後の」平和から「永続的な」平和へ？

(1) 沿革と由来

平和構築という言葉が最初に注目を集めたのは、1992年の事務総長報告書『平和への課題（An Agenda for Peace）』⁽¹⁾であったろう。同報告書は、冷戦後の安全保障における国連の役割の拡大を狙った野心的なものであった。そこでは、紛争の発生から終結までを時系列的に捉え、PKO終結後を「紛争後の平和構築（post-conflict peacebuilding）」期と位置づけた。具体的には「平和を強固なものとし、人々の信頼と福祉を増進する構造を見出し、強化する包括的努力」という目標を達成するための、「武装解除、秩序の再構築、武器の回収と破壊、難民の帰還、治安部門への助言と訓練、選挙の監視、人権保護の促進、統治機構の再編や強化、政治参加への公式・非公式な促進」のような活動が想定されていた⁽²⁾。もっとも、選挙の実施や人権状況の監視に限ってみれば、すでに冷戦末期に中南米に派遣されたPKOでも実施され

ており、『平和への課題』での提言が取り立てて目新しいわけではない⁽³⁾。

むしろ『平和への課題』そのものについては、平和執行部隊（Peace Enforcement Unit）をめぐる失敗や、旧ユーゴスラビア、ソマリア、ルワンダにおける国連の関与への批判もあって、1995年の『平和への課題：補遺（Supplement for An Agenda for Peace）』⁽⁴⁾によって大幅な路線変更を余儀なくされた。そのなかで伝統的なPKOと並んで国連に実行可能な取り組みとして平和構築に注目が集まることになったのである。また、『平和への課題』では「紛争後」という時系列的限定が付されていたが、実際には治安維持部隊としてのPKOの展開とともに平和構築が実施されるのが初期からの実行であり、その代表例が国連カンボジア暫定行政機構（UNTAC）である。UNTACの任務は、単にカンボジア内戦の停戦維持にとどまらず、新生カンボジアに民主的な政府を樹立するための選挙を実施することであり、そのための社会的・制度的基盤を構築することであった⁽⁵⁾。その後、1990年代はアフリカを中心に国内紛争が多発した時代であり、PKOはもとより、平和構築に対する需要も高まった。特にコンゴや東ティモールでは、国連自身が現地政府の樹立を一から支援する領域管理（暫定統治）型PKOも出現した⁽⁶⁾。

この時期になるとPKOと平和構築の時系列性はあまり意識されなくなり、PKOの任務の一部としての平和構築、あるいは、PKOと平和構築の一体性が認識されるようになり、2000年の「ブラヒミ報告」の正式名称⁽⁷⁾に代表されるように、PKOと平和構築を総称するものとして「平和活動（Peace Operation）」という用語が出現・定着していくことになる。

（2）平和構築とは何か

平和構築は、何を究極的目的とするものであろうか。前述したように、平和構築のメニューは多岐にわたる。あえてそれらを2つに大別すれば、1つは政治（統治）制度の（再）構築であり、いま1つは、紛争後の経済復興のための基盤整備である。前者の部分を「法の支配」概念と結び付けて、体系的に分析したのが篠田英朗による『平和構築と法の支配』である⁽⁸⁾。同書は、冷戦後の内戦の発生原因を紛争発生国における法の支配の欠落と捉え、その確立こそが紛争の再発に不可欠であるという認識に立つ。このような視角は、後にみるように、支援する側（先進国、さらに国連）による支援される側（大部分の紛争発生国は途上国）に対するパターンリスティックな介入として、平和構築を批判的に捉える視点に結びつく危険性を内包するものでもあるのだが、その点はいったん脇に置くとして、紛争発生国がかつてヨーロッパの植民地であったこと、そして独立後も国民意識の涵養（国民建設、nation building）や国家制度の構築（国家建設、state building）が不十分なまま冷戦構造の下で統治の内実には立ち入らずに大国の戦略的援助の対象となったことを考え合わせれば、国内紛争という悲劇を乗り越え、平和構築を通じた法の支配の確立が、冷戦構造の下で置き去りにされてきた国民建設や国家建設に向けた再挑戦としての意味をもつということは容易に理解されよう。この点は1980年代に世界銀行などが途上国向けの融資条件として「ガヴァナンス（能力の強化・向上）」を掲げるようになったこととも符合する。法の支配の確立は、社会の政治的安定・経済的發展の基礎であるとともに、紛争の発生（再発）予防のための必要条件であることが、1990年代に多発した国内紛争の経験から得た重要な教訓なのである。

(3) 平和構築委員会（PBC）の設置——国連の制度的対応

PKOの延長線上に平和構築を位置づけるにせよ、その内容が国民建設・国家建設も含む広範なものとなると、狭い意味での「国際平和と安全の維持・回復」では収まらなくなる。関連する機関も、国連事務局の関連部局に加え、開発援助機関（国際復興開発銀行〔世界銀行〕などの国際金融機関〔IFIs〕を含む）や、国連開発計画（UNDP）やユニセフ（国連児童基金）などの国連総会の各種補助機関（いわゆる Programmes and Funds）、ドナー諸国、ひいては、平和構築の舞台となる紛争当事国も平和構築戦略の策定と検証に主体的に関与・参加する体制が必要となる。そこで、国連創設60年の年にあたる2005年12月20日に、安保理と総会が共管するというユニークな位置づけで設立されたのがPBC⁽⁹⁾である。

PBC設立の経緯については、山内麻里による詳細な分析⁽¹⁰⁾に譲ることにし、ここではPBCの組織上の特色として次の点に触れておきたい。PBCは政府間の会議体ではあるが、平和構築の実施機関ではなく諮問機関であること、PBC自身の組織問題を扱う組織委員会と、平和構築の対象となっている国を扱う国別会合とがある、という点であり、組織委員会には経済社会理事会、要員・財政貢献諸国も選出枠を有している、いわばオール国連システム体制と言うべき構成となっていることである。また、PBCの役割は、①関連主要アクターが一堂に会し、②当該平和構築対象国に関する統合的戦略の作成を支援し、③アクター間調整を改善し、過去の参考事例（best practice）を収集することであることが、安保理・総会の設置根拠決議に明記されている。また同時に事務局には、PBCを補佐する平和構築支援事務局（PBSO）と資金の早急な手当てのための平和構築基金（PBF）も常設された。

(4) 日本の外交政策と平和構築——国際平和協力とODAの融合

そもそも日本の外交・安全保障（PKOを含む）政策と平和構築は、親和的な関係にある。その背景には、日本自身が戦災から復興して今の姿になった経験を有するという心情的な要素もあるだろう。また、途上国での政府開発援助（ODA）を通して、平和構築において求められる「人づくり・国づくり」の実績もある。

他方、1990年代にみられた「自衛隊のPKO参加（当時は、「海外派兵」とも呼ばれた）」が国論をまさに二分したが、東大作が指摘するように、カンボジアをはじめとして、実際に自衛隊が派遣されたPKOでの役割が、施設部隊による平和構築活動を含んでいることもあってか、海外での災害派遣も含めて、「平和構築・人道支援」に関する限り、自衛隊の海外派遣への抵抗は薄れているように思われる⁽¹¹⁾。これを受けて、国際開発事業団（当時。現、国際協力機構〔JICA〕）は2001年には事業戦略調査研究として平和構築を取り上げる⁽¹²⁾とともに、2003年の「政府開発援助大綱（ODA大綱）」でも日本の支援の重点課題として平和構築が取り上げられるようになった。

現在の『外交青書』でも、「平和構築分野での日本の取組み」として、①現場における取組み（PKO等を通じた国際平和協力の推進とODAの拡充）、②知的貢献、③人材育成が、いわば三本柱として挙げられているが⁽¹³⁾、これらは日本が従来から取り組んできた途上国支援を自らの安全保障政策に取り込む試みでもある。このような背景もあり、2016—17年期における安保理非常任理事国としての立場も利用して、平和構築の重要性を理事国内で再確認す

る試みも行なっている。これは決して、日本が言い出さない限り平和構築の問題が安保理において忘却されていることを意味しない。2016年に限っても、4月27日に安保理決議2282と総会決議70/262が、国連の平和構築の仕組み（architecture）に関する決議を採択しているし、6月22日には平和構築委員会の前議長であるスウェーデンのスクーグ大使による年次報告ブリーフィングが安保理で実施されている。このような流れを受けて、日本は、安保理議長月にあたる7月28日（現地時刻）に、平和構築に関する安保理閣僚級会議を開催し、岸田文雄外相が議長を務めた。同会議においては、特にアフリカにおける制度構築を中心とした公開討論が実施され、それを受けて採択された議長声明（S/PRST/2016/12, 28 July 2016）は、①安保理決議2282等を想起し、平和構築と永続的平和が国連システム全体の責任であること、②平和構築委員会の努力、とりわけアフリカにおける地域的・準地域的組織とのパートナーシップの拡大を歓迎すること、③事務総長報告にあるとおり、市民的自由、治安部門をはじめとする「法の支配」分野、行政部門、対話と和解といった分野での制度構築の重要性を再強調すること、が盛り込まれた⁽¹⁴⁾。

今や平和構築は、当初のような「紛争後の」復興活動ではなく、紛争の発生そのものを防ぐという意味での「平和の永続的な維持」をも含意するようになりつつある。それは不可避免的に（潜在的紛争発生国となる可能性の高い）途上国への長期的・包括的支援の必要性を謳うことに繋がるものであるが、それを新たな「文明の神聖な信託^{トラスティーシップ}」と誤解されないよう十分留意する必要があるだろう⁽¹⁵⁾。

2 移行期正義をめぐる——紛争後の正義とは何か

(1) はじめに——「移行期正義」論の射程？

「移行期正義」の原語である transitional justice の justice には、「正義」に加え「司法（裁判）」の意味もある。そのため、第1次世界大戦後のヴィルヘルム2世への訴追請求（ヴェルサイユ条約227条）も、戦争犯罪に対する処罰という文脈で transitional justice の原型とみることができ。しかし、今日問題となっているのは、国内における紛争や大規模な人権侵害に対する救済という意味合いが強い。すなわち、篠田が整理したように、紛争発生国における法の支配の（再）構築の一環としての「司法活動」として平和構築の一部をなすものと位置づけられる⁽¹⁶⁾。加えて今日では、「移行期正義」という場合、司法裁判だけではなく、広く紛争関係者間の和解を目指す試みも含むのが通例であり、そのような文脈では、やはり1980年代の中南米における政治的強制失踪、1990年代半ばのアパルトヘイト（人種隔離）後の南アフリカにみられるような「真実和解委員会（Truth and Reconciliation Commission）」も含めて捉えられている。移行期正義を考えるにあたっては、裁判を通じた「処罰」と、真実追求を通じた「和解」の関係を統一的に考えることができるか、という、まさに、紛争後に追求されるべき justice とは何か、という定義の問題から入らざるをえない。

しかし、二村が指摘するように、transitional justice をめぐっては、具体的な対象や射程が一貫しないまま、実践・研究の範囲が拡大・拡散しているのが現状であり⁽¹⁷⁾、国連事務総長報告書レベルでも、「過去における大規模な人権侵害と折り合いをつけるために、一つの社会

が試みる法と法以外によるプロセスとメカニズム」⁽¹⁸⁾（傍点は山田）という、包括的と言えば包括的な（定義文としての外縁が不明確な）定義が行なわれているほどである。これは、政治的な背景もあって、実践・実行が先行していることや、紛争の背景や性質と達成されるべき「正しさ（just）」との関係が多様であり、十分な理論的検討がなされていないことの証左であろう。

移行期正義に関する体系的かつ先行的な業績である望月康恵の『移行期正義——国際社会における正義の追求』でも、正義を「懲罰的（応報的・矯正の）」なものとして「修復的」なものとして区別し、「多様なメカニズムを総体として評価する」というアプローチがとられている⁽¹⁹⁾。同書は2つの異なる正義そのものの概念的整理を対象としたものではないが、本来両者は連続性と断続性をもつものであるという指摘⁽²⁰⁾も意識しつつ、筆者なりの理念的区別を試みておきたい。

① 「因果応報」としての懲罰的正義

本来、懲罰的（応報的）正義とは、「目には目を、歯には歯を」という発想に根差すものである。したがって一般的には、加害者による被害者への一方的暴力に対し、加害者のみに一定の罰を課すことで被害者を救済する試みであり、刑事司法（criminal justice）の発想に相当する。このとき仮に被害者に落ち度や不正があったとしても、その部分は捨象されるか、せいぜい量刑の際に加害者に有利に斟酌される程度である。

国内紛争の文脈では、戦争犯罪人に対して裁判（justice）を通じて達成されるべき正義、ということになる。これを冷戦後の紛争で実現したのが、旧ユーゴスラビア国際刑事法廷（ICTY）とルワンダ国際刑事法廷（ICTR）である。ともに法廷は、憲章41条の下での安保理の権限として設置された。それは、「刑事裁判（正義）を手段に、国際の平和と安全を回復し維持」⁽²¹⁾（傍点は山田）することであり、ここでの保護法益は国際社会全体での国際人権法・国際人道法上の価値ということになる。刑事裁判である以上、事実関係が究明され、特定の加害者の責任が認定されることを通じ、それによる被害者の心理的救済も期待するが、それは副次的なものにすぎない。

② 「喧嘩両成敗」としての修復的正義

修復的正義は、刑事司法手続とは異なり、「加害者と被害者、個人と社会との関係の修復、過去の事実と将来との結びつき」⁽²²⁾に関心を寄せるアプローチであり、責任者の処罰よりも、むしろ関係当事者間の和解（の促進）を目的とする。早い時期のものとしては、先述のアパルトヘイト後の南アフリカにおける「真実和解委員会」が挙げられる。移行期正義における和解の意義について包括的な研究を行なったクロス京子の評価では、南アフリカの事例では、「真実を明らかにすることによる免責付与と、過去の清算のための語りの共有」という2つの目的をもち、「本来は本質的に目的の異なる二つのプロセスが、和解のためのアプローチとして再解釈されることとなった」という⁽²³⁾。

その後、同種の真実和解プロセスは東ティモールやシエラレオネなどでも実施された。修復的正義の目的が和解という心理的要素を含むものである以上、その手段は現地の文化や習慣に依存せざるをえない。そこに修復的正義が避けて通ることのできない難しさが内包され

ているのである。

(2) 移行期正義をめぐる2つのジレンマ

以上、移行期正義とされる2つの正義を概観した。責任者は処罰すべきであるし、処罰にはなじまなくとも、対立のあるところに和解をもたらすのは、それぞれ次元は異なるものの、正義の要求（「正しさ」の追求）であることに疑いはない。しかし、そこには、それぞれにジレンマがある。

第1のジレンマは、和平協定における「処罰」の位置づけである。通常、戦争犯罪人の処罰とその方法（刑事法廷の設置）は和平協定上に規定される（その意味では、前述のICTYやICTRは例外的である）。しかし、交渉にあたる紛争当事者のなかに処罰の対象者・勢力がいる場合、和平を優先して、甘んじて罰を受ける者がいるとは考えにくい。むしろ、紛争を継続して、何とか優位に立つことを望むのが自然である。また、不処罰（impunity）や恩赦（amnesty）を期待しつつ、それとの引き換えに停戦や和平に応じる、という交渉方法もありうる⁽²⁴⁾。

第2のジレンマは、「処罰」であれ、「和解」であれ、ローカルな規範と国際的な規範の間にギャップが生じうることである。それは、処罰の場合、法廷の構成（国内的に行なうか、国際的に行なうか、混合型とするか）や適用法規（刑事司法全般にかかわるローカルな規範が国際的な基準と合致しているか）という問題として立ち現われる。

「移行期正義のジレンマ」と呼ばれるように、正義の追求がかえって妥協による平和を困難にする⁽²⁵⁾ 事態は、なぜ発生するのだろうか。平和構築であれ、移行期正義であれ、これらへの関心を実務的にも学問的にも高めたのが、「冷戦後」の「アフリカを中心とした」地域での国内紛争であった、という点は注目に値する。かつてアフリカはヨーロッパ諸国の植民地として分断され、第2次世界大戦後、植民地としての境界を基本として独立を達成した。そして独立後は冷戦構造に組み込まれ、東西いずれかの勢力からの戦略的援助の下で生き延びてきた。冷戦終結という国際的秩序の変動により、それぞれの国内においても秩序のあり方や権力の正当性が問題とされるようになったのである⁽²⁶⁾。そこでは、国内秩序の再編が国際秩序のそれと同時並行的に進み、紛争発生国に一定の国際的規範を導入しなければ、当該国での紛争再発生を予防できない、という国際秩序側の要請（いわゆる、国際社会における法の支配の確立という政治的プレッシャー）が存在し、しばしば、先進国・国際機構と紛争当事国との対立構造が発生するのである。

たとえば、ルワンダでは、ガチャチャと呼ばれる地域的・慣習的な紛争解決制度があり、ジェノサイド（集団殺害）終結直後から自然発生的なものも含めて、住民間の紛争解決手段として活用されていた⁽²⁷⁾。しかし、前述のとおり、重大犯罪についてはICTRが取り扱うこととなり、いわば紛争の性質に応じた「規範と制度の使い分け」という状況が生まれた。「移行期正義」と一括りにされる正義には、「応報的」と「修復的」という対立軸だけではなく、平和を確保する際に実現されるべき正義の中身や実現方法をめぐる、国際社会レベルでの正義と現地住民レベルでの正義の相違・対立も存在するのである⁽²⁸⁾。この相違・対立を現場レベルにおいても、理論レベルにおいても克服することはなかなか難しい。二村が指摘するよ

うに、「正義と平和の対立あるいは法と人権からの視点・分析を超えたアプローチ」⁽²⁹⁾に基づく研究が求められるゆえんである。

むすびにかえて

自衛隊も派遣されている南スーダンで、政府軍と副大統領派反政府軍の衝突により、内戦が再発する事態となり、PKO要員にも犠牲者が出、邦人退避のために自衛隊機が現地に派遣されたとのニュースは記憶に新しい⁽³⁰⁾。停戦の実現に伴うPKOの現地展開の段階で存在する平和が脆い平和にすぎず、平和構築がまさに「平和を強固にする活動」であることを改めて実感せざるをえない。南スーダン情勢の帰趨はいまだ決着を見通せないが、平和構築はもとより、政府内部での対立をいかなる「正義」を通じて実現するかがやがて問われることになるだろう。

では、国連加盟60周年にあたる日本は、今後、平和構築や移行期正義のためにどのような役割を果たすべきか、最後にそれについて触れることで、本稿を閉じることにしたい。まず、自衛隊のPKO・平和構築で果たすべき役割が重要であることは言うまでもない。2015年の安全保障協力法制の整備によりPKO・平和構築の場面での武器使用基準も緩和された。また、1990年代の派遣当初に比べれば、PKO・平和構築への自衛隊参加についての国民の理解も高まっている（というよりも、派遣の是非そのものに対する関心が相対的に低くなっているようにも思われる）。これに加え、平和構築の政治的側面や移行期正義（懲罰的なものであれ、修復型のものであれ）に携わる要員のさらなる育成は急務であろう。現在、一般社団法人広島平和構築人材育成センター（HPC）が外務省の委託事業として、現地での交渉にあたる人材の育成も含めたプログラムを実施している⁽³¹⁾。このような研修プログラムを通じた地道な人材の育成と派遣、そしてその理論的前提としての平和構築研究・移行期正義研究のさらなる発展・深化も、憲法の柱のひとつである国際協調主義を実現する方法であると強く感じる。

〔付記〕 本論文は科学研究費補助金（課題番号：26380071）の成果の一部である。

- （1） UN Doc. A/47/277-S/24111, 17 June 1992.
- （2） Ibid., para. 55.
- （3） これらのPKOについての詳細は、桐山孝信『民主主義の国際法——形成と課題』、有斐閣、2001年。
- （4） UN Doc. A/50/60-S/1995/1, 3 January 1995.
- （5） UNTACのPKOとしての「新しさ」、あるいは、伝統的なPKOと平和構築の連携については、上杉勇司『変わりゆく国連PKOと紛争解決——平和創造と平和構築をつなぐ』、明石書店、2004年、が詳しい。
- （6） これらのPKOの活動とその問題点については、山田哲也『国連が創る秩序——領域管理と国際法』、東京大学出版会、2010年、を参照。
- （7） 正式名称は、“Report of the Panel on United Nations Peace Operations”（UN Doc. A/55/305-S/2000/809, 21 August 2000）。
- （8） 篠田英雄『平和構築と法の支配——国際平和活動の理論的・機能的分析』、創文社、2003年。

- (9) UN Doc. S/RES/1645, 20 December 2005 および UN Doc. A/RES/60/180, 30 December 2005。
- (10) 山内麻里「国連における平和構築の潮流——平和構築委員会設立」『外務省調査月報』2006年第2号、25-44ページ、同「国連における平和構築支援の潮流——平和構築委員会の課題と展望」、日本国際連合学会編『平和構築と国連』（『国連研究』第8号）、国際書院、2007年、115-143ページ。
- (11) 東大作『平和構築——アフガン、東ティモールの現場から』、岩波書店、2009年、214-216ページ。さらに日本では、非政府組織（NGO）による小規模な社会開発活動の蓄積もあったことが平和構築の必要性への理解を深めた点を見逃してはならない（ただし、その結果、「平和構築の担い手は自衛隊であるべきか、NGOであるべきか」という不毛な論争を呼ぶことにもなったが）。
- (12) 国際協力機構ホームページ〈http://jica-ri.jica.go.jp/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/field/2001_03.html、2016年7月3日最終確認〉に報告書がある。
- (13) 『外交青書2016（平成28年版）』（第59号）、120-122ページ。
- (14) 『日本経済新聞』2016年7月29日、ほか。
- (15) この点については、山田、前掲書（特に第6章）でも触れたが、より包括的に取り扱ったものとして、五十嵐元道『支配する人道主義——植民地統治から平和構築まで』、岩波書店、2016年、がある。
- (16) 篠田、前掲書、155-185ページ。
- (17) 二村まどか「移行期正義研究史の一考察——平和と正義の関係を軸に」『国際法外交雑誌』114巻4号（2016年）、50ページ。
- (18) Report of the Secretary-General, The Rule of Law and Transitional Justice in Conflict and Post Conflict Societies, UN Doc. S/2004/616, para. 8. なお、二村、前掲論文、50ページ、注2。
- (19) 望月康恵『移行期正義——国際社会における正義の追求』、法律文化社、2012年、26ページ。
- (20) 二村、前掲論文、51ページ。
- (21) 同上、59ページ。
- (22) 望月、前掲書、26ページ。
- (23) クロス京子『移行期正義と和解——規範の多系的伝播・受容過程』、有信堂、2016年、91-92ページ。
- (24) 中西寛・石田淳・田所昌幸『国際政治学』、有斐閣、2013年、384、386-387ページ。
- (25) 同上、387ページ。
- (26) 石田淳は、これを国際秩序と国内秩序の「共振」として描く。例えば、石田淳「序論——国際秩序と国内秩序の共振」『国際政治学』147号（2007年）、特に1-5ページを参照。
- (27) クロス、前掲書、140ページ。
- (28) 二村、前掲論文、69ページ。
- (29) 同上、73ページ。
- (30) 『日本経済新聞』2016年7月11日および12日など。
- (31) 詳細は、HPCのウェブサイト〈<http://www.peacebuilderscenter.jp/>〉を参照のこと（2016年6月30日確認）。